

## 大阪府規則第二十七号

大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

### 規則の一部を改正する規則

大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大阪府規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第三条（職員の配置の基準） 2   6 (略)	第三条（職員の配置の基準） 2   6 (略)
7   条例第十二条第一項第四号に掲げる栄養士 又は管理栄養士及び同項第五号に掲げる事務員のそれぞれのうち一人は、常勤の者でなければならない。 8   9 (略)	7   条例第十二条第一項第四号に掲げる栄養士 及び同項第五号に掲げる事務員のそれぞれのうち一人は、常勤の者でなければならない。
附 則	附 則
（軽費老人ホームA型の栄養士等の配置の基準） 第六条 条例附則第八条第一項第五号に掲げる栄養士又は管理栄養士は、常勤の者でなければならない。 2 (略)	第六条 条例附則第八条第一項第五号に掲げる栄養士は、常勤の者でなければならない。

### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。